

特定家庭用機器廃棄物の 再商品化等料金改定のお知らせ

消費税率引上げに伴い平成26年4月1日より再商品化等料金(家電リサイクル料金)を改定いたしますので、特定家庭用機器再商品化法第20条第1項の規定に基づき公表いたします。

□ 料金改定の内容

(消費税込総額表示)

品 目	新料金	旧料金
エアコン	1,620円	1,575円
ブラウン管式テレビ	15型以下のもの	1,836円
	16型以上のもの	2,916円
液晶プラズマ式テレビ	15V型以下のもの	1,836円
	16V型以上のもの	2,916円
冷蔵庫・冷凍庫	内容積170リットル以下のもの	3,888円
	内容積171リットル以上のもの	4,968円
洗濯機・衣類乾燥機	2,592円	2,520円

□ 改定料金の適用について

1. 新料金は、次のいずれかに該当するものに適用いたします。
 - ①家電リサイクル券(管理票)の交付日(引取日)の欄の記載が、平成26年3月31日以前の日付以外のもので、かつ、指定引取場所への引渡日が平成26年4月1日以降のもの。
 - ②家電リサイクル券(管理票)の交付日(引取日)の欄の記載が、平成26年3月31日以前の日付のもので、かつ、指定引取場所への引渡日が平成26年5月1日以降のもの。
2. この料金は、1台当りで、全国同一の料金です。
3. この料金とは別に、小売業者、市町村等の収集運搬料金が必要となります。

ハイアールジャパンセールス株式会社